

## 御宿町感染症蔓延防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内における新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、町が要請した新型コロナウイルス感染症蔓延防止に向けた取組みについて、感染者が複数見受けられるエリアからの不特定多数の利用が見込まれる業種に対し、営業形態の工夫や営業時間の短縮、自主的な休業など、感染症の蔓延防止対策に取り組む事業者等に予算の範囲内で、この要綱に定めるところにより、協力金を交付する。

(給付対象者及び給付要件)

第2条 給付対象者は、別表1に掲げる業種を営む者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する法人又は個人であること。
- (2) 令和2年5月8日付けで町長が発出した「新型コロナウイルス感染症蔓延防止に向けた緊急事態措置の延長に係る事業者の営業形態等の協力要請について」で掲げた要請期間において、別表1に掲げる給付要件を講じた者であること。
- (3) 令和2年5月8日時点で営業実態があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者に該当しないものとする。

- (1) 御宿町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、同条3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (2) 町税を滞納(過年度)している者

(協力金額)

第3条 協力金の額は、1給付対象者につき20万円を上限とする。

2 協力金は、令和元年5月の売上額を31で除して得た額(小数点以下四捨五入)に新型コロナウイルス感染症防止対策に協力した日数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した協力金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 給付対象者が別表1に掲げる業種を複数営む場合は、売上額を合算して協力金を算出するものとする。

(交付申請及び実施報告)

第4条 協力金の交付を受けようとするときは、令和2年6月1日から同年6月30日までに御宿町感染症蔓延防止協力金交付申請書兼実施報告書(別記第1号様式)に次の掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 御宿町感染症蔓延防止協力金算出計算書(別記第2号様式)
- (2) 誓約書(別記第3号様式)

(3) 感染症蔓延防止チェックリスト (別記第4号様式)

(4) 振込口座が確認できる通帳の写し

(5) 令和元年分の確定申告書等の写し

法人の場合

(ア) 法人税の確定申告書別表一の写し

(イ) 法人事業概況説明書の写し

個人の場合

(ア) 所得税の確定申告書第一表の写し

(イ) 各月の収入が確認できる売上台帳等の写し (青色申告の場合にあつては、青色申告決算書の写し)

(6) 納税証明書

(7) 営業形態の工夫や営業時間の短縮など感染症の蔓延防止対策に協力した内容が確認できる書類等 (ホームページに掲載し周知している場合は、給付要件をすべて満たしていることがわかる部分を印刷すること。店舗内に掲示して周知している場合や座席レイアウトを工夫している場合は、その状況がわかる部分を写真に撮って提出すること。また、宿泊台帳など利用者の受入状況が確認できる書類を提出すること。)

(8) その他町長が必要と認める資料

2 協力金の交付の申請は、1 給付対象者につき1回限りとする。

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書兼実施報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否を決定したときは、御宿町感染症蔓延防止協力金交付 (不交付) 決定通知書 (別記第5号様式) により給付対象者に通知するものとする。

(協力金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により交付を決定したときは、速やかに協力金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、協力金の交付決定後に交付申請の内容に虚偽又は違反があつた場合には、第5条の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

2 町長は、前項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、御宿町感染症蔓延防止協力金交付決定取消通知書 (別記第6号様式) により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表1 (第2条関係)

業 種	給付要件 (以下の①又は②を実施)
宿泊業	①感染症蔓延防止対策を講じての営業 ((ア) から (エ) すべて実施しての営業) (ア) 行楽を主目的とする宿泊の自粛 (イ) 6人以上の団体客の受入れ制限 (ウ) 共用スペースの感染防止対策の徹底 (エ) 客室定数の基準見直し ②自主的な休業協力
飲食業	①感染症蔓延防止対策を講じての営業 ((ア) から (エ) すべて実施しての営業) (ア) 営業時間の短縮 (イ) 19時以降の酒類の提供の自粛 (ウ) 同居家族以外の5人以上の団体利用制限 (エ) 座席レイアウトの工夫 ②自主的な休業協力
遊漁船業	①感染症蔓延防止対策を講じての営業 ((ア) 及び (イ) すべて実施しての営業) (ア) 夷隅地域以外からの利用客の制限 (イ) 1回当りの乗船人員の見直し ②自主的な休業協力

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

御宿町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

御宿町感染症蔓延防止協力金交付申請書兼実施報告書

御宿町感染症蔓延防止協力金交付要綱第4条により協力金の交付を申請します。下記の記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

なお、同要綱第5条の規定により協力金の交付が決定した場合、別添の口座に振込をお願いします。

記

基本情報	フリガナ			
	名 称 (屋号)			
	住 所	御宿町		
	電話番号		営業内容	

感染症蔓延防止対策を講じての営業又は自主的な休業に協力した日	協力金（上限 20 万円）	
	日	千円

※添付書類

- (1) 御宿町感染症蔓延防止協力金算出計算書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）
- (3) 感染症蔓延防止チェックリスト（別記第4号様式）
- (4) 振込口座が確認できる通帳の写し
- (5) 令和元年分の確定申告書等の写し（法人の場合は、法人税の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し。個人の場合は、所得税の確定申告書第一表の写し及び各月の収入が確認できる売上台帳等の写し（青色申告の場合にあっては青色申告決算書の写し。）
- (6) 納税証明書
- (7) 営業形態の工夫や営業時間の短縮など、感染症の蔓延防止対策に協力した内容が確認できる書類等（ホームページに掲載し周知している場合は、給付要件をすべて満たしていることがわかる部分を印刷すること。店舗内に掲示して周知している場合や座席レイアウトを工夫している場合は、その状況がわかる部分を写真に撮って提出すること。また、宿泊台帳など利用者の受入状況が確認できる書類を提出すること。)

第2号様式（第4条関係）

御宿町感染症蔓延防止協力金算出計算書

1日当りの平均売上額（令和元年5月）

令和元年5月売上額 円	÷	31日	＝	1日平均売上額（A） ※小数点以下 四捨五入 円
----------------	---	-----	---	--------------------------------

令和2年	感染症蔓延防止対策を講じて の営業又は自主的な休業に協 力した日（該当日に○）	令和2年	感染症蔓延防止対策を講じて の営業又は自主的な休業に協 力した日（該当日に○）
5月9日（土）		5月17日（日）	
5月10日（日）		5月18日（月）	
5月11日（月）		5月19日（火）	
5月12日（火）		5月20日（水）	
5月13日（水）		5月21日（木）	
5月14日（木）		5月22日（金）	
5月15日（金）		5月23日（土）	
5月16日（土）		5月24日（日）	
		（合計）	日（B）

<計算式>

1日平均売上額（A） 円	×	合計（B） 日	＝	協力金 千円 ——— 上限20万円
-----------------	---	------------	---	----------------------------

※1,000円未満の端数切り捨て

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

第3号様式（第4条関係）

誓約書

御宿町感染症蔓延防止協力金に関して、次のとおり誓約します。

○御宿町から申請内容について、検査・報告の求めがあった場合はこれに応じます。

○業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。

○御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しません。

○交付申請の内容に虚偽又は違反があった場合は、協力金を返還することに応じます。

年 月 日

様

住 所  
名 称  
氏 名

印

第4号様式（第4条関係）

感染症蔓延防止チェックリスト

以下の①又は②で実施した項目にすべてチェックしてください。

○宿泊業

①感染症蔓延防止対策を講じての営業

- （ア）行楽を主目的とする宿泊の自粛
- （イ）6人以上の団体客の受入れ制限
- （ウ）共用スペースの感染防止対策の徹底
- （エ）客室定数の基準見直し

②自主的な休業協力

- （       日）

○飲食業

①感染症蔓延防止対策を講じての営業

- （ア）営業時間の短縮
- （イ）19時以降の酒類の提供の自粛
- （ウ）家族以外の5人以上の団体の利用制限
- （エ）座席レイアウトの工夫

②自主的な休業協力

- （       日）

○遊漁船業

①感染症蔓延防止対策を講じての営業

- （ア）夷隅地域以外からの利用客の制限
- （イ）1回当たりの乗船人員の見直し

②自主的な休業協力

- （       日）

氏 名

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

御宿町長

御宿町感染症蔓延防止協力金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった協力金の交付については、下記のとおり決定したので、御宿町感染症蔓延防止協力金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 協力金交付決定額 千円
- 2 交付の条件
  - (1) 協力金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。
  - (2) 協力金の交付決定後に交付申請の内容に虚偽又は違反があったときは、協力金の交付決定の全部又は一部を取消すとともに、既に協力金が交付されているときは、協力金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- 3 不交付の理由

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

御宿町長

御宿町感染症蔓延防止協力金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した協力金については、御宿町感染症蔓延防止協力金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消します。

記

- 1 協力金交付決定額 千円
- 2 協力金交付決定取消し後の額 千円
- 3 取消しの理由